

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会設置要綱第14条第2項の規定に基づき、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 事務局は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会に関する事務を処理する。

(組織及び職員)

第3条 事務局には、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) 事務局員
- 2 事務局長は、三重県教育委員会事務局全国高校総体推進課長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、三重県教育委員会事務局全国高校総体推進課総務企画班班長をもって充てる。
- 4 事務局員は、三重県教育委員会事務局全国高校総体推進課職員及び三重県高等学校体育連盟理事長をもって充てる。

(職務)

第4条 事務局長は、事務局を代表し、事務を総括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局員は、上司の命を受けて、担当の事務に従事する。

(専決)

第5条 事務局長及び事務局次長は、それぞれ別表第1に掲げる事項を専決する。

- 2 前項の定めがない場合であっても、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。

(代決)

第6条 事務局長が専決する事務について、事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することはできない。ただし、あらかじめその処理について事務局長の指示を受けたもの又は緊急を要するものについては、この限りでない。
- 3 代決者が代決する場合には、その代決した事務で特に必要と認められるものについては、事後速やかに当該決裁権者に報告しなければならない。

(文書の記号及び番号)

- 第7条 文書には、記号及び番号を付するものとする。ただし、簡易な文書については、これを省略することができる。
- 2 前項の記号は、「30総体三実」とする。
 - 3 第1項の番号は、一連番号を付する。
 - 4 前項に規定する番号は、事務局備え付けの文書処理簿に記載するものとする。

(文書の取扱い)

- 第8条 前条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、三重県教育委員会 処務規程の例による。

(公印)

- 第9条 公印は、会長印、事務局長印とし、その形状、規格及び保管責任者は、別表第2のとおりとする。

(公印の取扱い)

- 第10条 前条に定めるもののほか、公印の取扱については、三重県教育委員会 公印取扱規程の例による。

(服務)

- 第11条 事務局職員の服務については、三重県職員の例による。

(財務)

- 第12条 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項については、事務局長が別に定める。

(旅費)

- 第13条 旅費の額及びその支給方法については、職員等の旅費に関する条例の 規程の例による。

- 2 総会及び専門部会の開催にあたって旅行したときは、別表第3に掲げる者に 対し、その旅費について費用弁償することができる。

(補則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項は、 事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月 1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 事務局長の専決事項
(1) 事業計画に基づく重要な事項の実施に関すること。
(2) 実行委員会、各専門部会等の開催及び運営に関すること。
(3) 事務局の組織及び運営に関すること。
(4) 事務局の予算編成及び決算に関すること。
(5) 各種規程の制定、改廃に関すること。
(6) 会長名をもってする比較的重要な事項に関すること。
2 事務局次長の専決事項
(1) 事業計画に基づく各種事務の実施に関すること。
(2) 事務局員の事務分掌に関すること。
(3) 会長名をもってする軽易又は定例に属する通知、照会、回答及び届出等に関すること。
(4) その他軽易な事務に関すること。

別表第2（第9条関係）

公印の名称	形 状	規 格			保管 責任者
		寸 法	刻 字	書 体	
会 長 印	正方形	27mm	平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会会長印	てん書	事務局次長
事務局長印	正方形	24mm	平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会事務局長印	てん書	事務局次長

別表第3（第12条関係）

支給対象
1. 実行委員会の委員、監事並びに専門部会委員。 ただし、下記の職として旅行した場合は除く。 ・国会議員 ・県議会議員 ・市町議会議員 ・市町長 ・国家公務員 ・地方公務員
2. その他、会長が必要と認めた者。